

第7 生活文化スポーツ部の補助金について

1. 生活文化スポーツ部県民生活課の補助金

(1) 群馬県更生保護協会に対する県費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 領収証の宛名の誤り（意見21）

結論：事業に関する領収証の宛名に誤りがあり、事業主体に対応した形で発行された領収証が入手されているか継続的に確認・指導を行うべきである。

説明：本年度の本件補助金は、①社会を明るくする運動啓発事業と②保護司活動助成事業の2事業を対象としている。しかるに、実績報告書と共に提出された事業に関する領収証をみると、①において補助対象とされた支出の領収証の名宛人が保護司会連合会である事態が見られた。

これは、①の事業自体に対して保護司会が支出していることが影響しているものと考えられるが、②のとおり更生保護法人群馬県更生保護協会（以下「協会」という。）が直接保護司会にも補助金を支出していることを考えれば、実質的に見て二重の補助ともなり得る可能性が潜在している。

これについては、補助金の確定検査の際、県担当者が現地で帳簿類により、連合会からの二重の補助はなく、単なる領収証の宛名誤りであることを確認し、事業主体を名宛人としたものを受領するよう指導したとのことであるが、同様の誤りが再発すると、二重の補助への疑義が生じかねないことから、継続的に確認・指導を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、協会が行う事業に対し、規則に定めるもののほか、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付するものとされている（要綱第1）。

補助対象事業の内容は、①連絡助成事業、②“社会を明るくする運動”啓発事業、③その他知事が認めた事業、からなる更生保護事業である。①連絡助成事業は、継続保護事業（仏教保護会活動助成）、保護司活動助成事業（保護司会連合会活動助成）、BBS活動助成事業、更生保護事業主会連盟活動助成事業から構成される（要綱第2）。

交付目的・趣旨は、更生保護事業法の目的達成に依拠するものであり、同法によれば、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与すること、である（法1条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県更生保護協会に対する県費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法・上限額については、「予算の範囲内において知事が定める額」（要綱第3）と規定されている。補助対象経費及び補助割合については、要綱上定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は協会であり、同協会から、群馬県仏教保護会、群馬県保護司会連合会、群馬県BBS連盟、群馬県更生保護事業主会連盟に交付される。

支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により協会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

平成13年度には100万円であったものが、見直しを繰り返し、平成25年度から40万円となっている。財源は一般財源である。交付決定に先立ち、更生保護の普及・啓発に有効な事業を補助金受領団体からヒアリングし、決定している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和40年度に開始され、50年継続している。過去5年間は大きな見直しはされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	430	430
平成24年度	430	430
平成25年度	400	400
平成26年度	400	400
平成27年度	400	400

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後20日以内の実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求め、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。本件補助金によ

り期待される効果は、性質上数値化は困難であるが、更生保護事業法による犯罪防止及び更生保護事業の発展にある。

2. 生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課の補助金

(1) 群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項11）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団排除条項に関する資料が添付されていないこと（指摘事項12）

群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第2条第2項及び別紙に誓約書の提出が必要であることや書式は定められているものの、誓約書が徴求されていなかったことにつき、第4の第1項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付対象団体は同和団体であり、①関係者500名以上により組織されていること、②5市町村以上に支部等を置き、関係者の自立及び人権擁護の取り組みの活動実績が10年以上あること、を要件とする（要綱第2条）。交付対象事業は、①啓発・相談員設置事業、②同和問題啓発事業、③自立支援・生活相談・人権相談事業、④活動推進事業、⑤その他知事が特に必要と認めた事業、である（要綱第3条）。

交付の目的・趣旨は、同和問題の早期解決に向け、同和団体が行う同和地区（旧地域改善対策特別措置法第1条に規定する地域）に居住する同和関係者の自立及び人権擁護の取り組み、並びに人権が尊重される社会づくりの活動の促進である（要綱第1条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法につき、対象経費の実支出額と補助基準額の少ない方の額の7割と定められている（要綱第4条）。区分、対象経費及び補助基準額は以下のとおりである。

1. 区分	2. 対象経費	3. 補助基準額
啓発・相談員設置事業	啓発・相談員の設置に必要な報酬、給料、諸手当、共済費、賃金、報償費等	別表1に掲げる単価表により算出した額及び法定福利費に基づいて知事が承認した額
同和問題啓発事業	同和問題の啓発に必要な報酬、給料、諸手当、	知事が承認した額

	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、備品費及び負担金等	
自立支援・生活相談・人権相談事業	自立支援、生活相談及び人権相談に必要な報酬、給料、諸手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料及び負担金等	知事が承認した額
活動推進事業	知事が同和問題の解決のために必要と認めた経費	啓発・相談員設置事業、同和問題啓発事業及び自立支援・生活相談・人権相談事業の各事業費を合算した額の3分の1以内で、知事が承認した額
知事が特に必要と認めた事業	知事が同和問題の解決のために必要と認めた経費	知事が承認した額

なお、対象経費からは、「役務費のうち保険料、使用料・賃借料のうち不動産の恒常的な使用料・賃借料、備品費のうち資産計上されるもの」が除外されている。

(エ) 本件補助金の支出先

部落解放同盟群馬県連合会及び群馬県地域人権運動連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。同規模の団体は他に存在しない。性質上公に募集するものではなく、これらの団体は本件補助金の存在を把握しているため、公平性に問題はないと考えられる。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

3年ごとに見直しを行っており、減額の傾向にある。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成14年度に開始され、13年継続している。

部落解放同盟群馬県連合会

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	15,990	15,990

平成24年度	15,990	15,990
平成25年度	15,990	15,990
平成26年度	11,549	11,321
平成27年度	11,321	11,321

群馬県地域人権運動連合会

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	3,402	3,402
平成24年度	3,402	3,402
平成25年度	3,402	3,402
平成26年度	2,980	2,980
平成27年度	2,980	2,980

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了の日から起算して1か月を経過した日または翌年度の4月10日までの早い日までに提出する(要綱第11条)。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めているほか、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

具体的な成果指標を設定することは困難であり、相談実績があがっていること、資料集の完成等が具体的効果とされているものの、特段の評価は実施されていない。

(2) 群馬県隣保館連絡協議会県費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項13)

第4の第2項参照。

(イ) 補助金額の見直しが不十分であること(意見22)

結論：補助金額の必要性・相当性の検討が不十分である。

説明：本件補助金は、県内隣保館における研修会費として25万5000円を長期間に渡り交付してきたものである。しかるに、154万円に及ぶ市町村

の負担金をはじめ、その他隣保館関係機関からの負担金として一定程度の収入がみられること、県の補助金が毎年度定額で続いており、実情に即した変動が見られないこと等から、補助金の必要性・相当性に関する検討が不十分と見ざるをえない。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は、県内の隣保館で組織する協議会（以下「県隣協」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県隣保館連絡協議会県費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金につき算定方法・上限額は定められておらず、予算の範囲内において毎年度知事が別に定めるものとされている（要綱第3）。対象経費は、県隣協が実施する職員の資質向上を目的とする研修等に要する経費とされている（要綱第3）。補助割合は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は県隣協であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により県隣協に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

長期間にわたり25万5000円の補助金額となっているが、平成28年度に21万円に減額した。

財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、34年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	255	255
平成24年度	255	255
平成25年度	255	255
平成26年度	255	255
平成27年度	255	255

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度終了後1か月以内に提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めているほか、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

本件補助金により期待される効果は、職員の資質向上という点にあり、具体的な成果指標の設定は難しく、特段の評価は実施されていない。

(3) 群馬県人権擁護委員連合会活動促進費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項14）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告の裏付け確認が不十分であること（意見23）

結論：実績報告について裏付け資料の提出を求めるべきである。

説明：補助金の交付に当たって実績報告書の提出が求められるのは、補助金が事業執行に当たって適正に運用されたことを確認するためであるから、その収支に関し裏付けの確認が必要となる。群馬県人権擁護委員連合会（以下「連合会」という。）が法務省の管轄であり現地調査を行えないという現状があるのであれば、相応して実績報告書の提出にあたって一定程度の収支に関する裏付け資料の提出を求めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は国民に保障されている基本的人権を守り、また、それを守るような思想を広めるために、連合会が行う人権思想の啓蒙宣伝活動事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる、とされている（要綱第1）。

補助対象事業の内容は、①人権思想の啓蒙宣伝事業、②人権擁護に関する情報収集及び調査事業、③人権擁護思想についての研修事業、である。（要綱第2）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県人権擁護委員連合会活動促進費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は予算の範囲内において毎年度知事が定める（要綱第3）。補助対象経費については、人権思想の啓蒙宣伝に要する経費、人権擁護に関する情報収集及び調査に要する経費、人権擁護思想についての研修に要する経費であ

る（要綱第2）。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により連合会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

定額20万円であり、財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度の翌年度4月末日までに事業報告書の提出するものとされている（要綱第7）。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、各人権活動により市民に人権意識を持たせることにあるとされているが、性質上数値化は困難であり、特段の評価は実施していない。

3. 生活文化スポーツ部文化振興課の補助金

(1) 群馬交響楽団運営費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項15）

第4の第2項参照。

(イ) 補助対象団体の経営状況の改善に努める必要があること（意見24）

結論：経営状況の改善に努める必要がある。

説明：本件補助金は、公益財団法人群馬交響楽団（以下「群馬交響楽団」という。）の運営費補助金として多額の資金を交付するものであり、過去5年間を見ても毎年度2億3000万円をくだらない額を計上している。群馬交響楽団の運営状況は極めて厳しいもので、1億8500万円の短期借入を銀行から受けている状況である。

この経営状況につき、群馬交響楽団と協議を行ったり、群馬交響楽団のあり方に関する懇談会で検討している経緯もあるようだが、さらなる努力を重ねて改善を試みる必要がある。この種の楽団の経営状況については他の自治体の監査でも指摘されており、逆に、繰越金や基金が多額に積みあがっているのに補助することを問題視されているところもある。後者の事例は経営の仕方や努力次第では楽団が独自に資金的な基盤を形成することも不可能ではなく、経営状況の厳しい楽団に経営改善を要求することが無理を強いるものではないことをうかがわせてもいる。早急な改善策の検討が望まれる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、オーケストラの生演奏を体験することにより子どもたちが豊かな心を育むこと、また、優れた音楽芸術の鑑賞により県民が感動を享受することは、本県文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に大きく寄与するものであることから、県民のオーケストラとして広く県民に親しまれ、本県の文化を象徴する存在である群馬交響楽団の活動を支援するため、群馬交響楽団に補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業の内容は、①県内の子どもたちにオーケストラの生演奏を届けるための音楽鑑賞会等の事業、②県民その他に優れた音楽鑑賞の機会を提供するための各種演奏会等の事業、③広く本県の音楽文化を県内外に発信するための県外演奏会等の事業、④その他この法人の目的を達成するのに必要な事業、である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬交響楽団運営費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助金の額につき、補助対象経費の合計額から当該事業等に係る収入を控除した額の内、予算の範囲内において知事が定める、旨規定する。

要綱第3条は、補助対象経費につき、群馬交響楽団の管理運営費及び補助対象事業に係る経費、とする旨規定する。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬交響楽団であり、支出先への県有施設の貸与はない。

本件補助金の性質上、要綱により群馬交響楽団に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

前年度の決算報告及び次年度の事業計画案をもとに、協議により決定している。

財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和25年度に開始され、65年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	232,545	232,545
平成24年度	238,295	238,295
平成25年度	238,295	238,295
平成26年度	238,295	238,295
平成27年度	237,517	237,517

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、同趣旨の補助金として国及び市町村から交付されているものがある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1.0人程度であり、3人の職員を派遣している。給料は県負担、通勤手当等は財団負担となっている。

(コ) 実績報告書

補助年度の翌年4月末日までに事業報告書を提出するものとされている（要綱第8条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、オーケストラを聞く機会を確保することである。移動音楽教室等で、小中高で全4回聞くことができるようになっており、他県にはない仕組みである。特段の評価は実施されていない。

(2) 教育文化事業団運営費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項 16）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、優れた芸術を鑑賞する機会の提供と個性豊かな群馬の文化づくり及び生涯学習の風土づくりをとおして、県民の創造的な文化活動及び生涯にわたる自主的な学習活動を支援するとともに、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与するため、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）に補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①伝統文化の保存継承と新しい文化の創造事業、②音楽、演劇、舞踊、美術、文芸、公演等芸術文化の振興事業、③学習・文化情報の提供と生涯学習の推進事業、④生涯学習及び文化に関する調査研究、資料の展示並びに広報・普及事業、⑤学習・文化団体の支援と学習・文化活動の促進事業、⑥高等学校等奨学金の貸与事業、⑦その他この法人の目的を達成するのに必要な事業、である

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県教育文化事業団運営費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助金の額につき、補助対象経費の合計額から当該事業等に係る収入を控除した額とし、予算の範囲内で県知事が定める、旨規定する。

要綱第3条は、補助対象経費につき、事業団の管理運営費、とする旨規定する。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は事業団であり、県有施設を貸与している。本件補助金の性質上、要綱により事業団に限定されている。事業団の補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

前年度の10月頃から事業団と協議が行われている。財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和60年度に開始され、30年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	82,407	76,579
平成24年度	84,886	79,786

平成25年度	85,239	80,528
平成26年度	87,825	73,282
平成27年度	78,096	73,497

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、同趣旨の補助金として国から交付されているものがある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.5人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の翌年4月末日までに事業報告書を提出するものとされている（要綱第8条）。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。本件補助金により期待される効果は、群馬の芸術文化、県民文化の振興発展という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(3) 芸術文化団体等補助（みやま文庫）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項17）

第4の第2項参照。

(イ) 交付先の規定に関する要綱の見直しの必要性（意見25）

結論：補助金交付対象事業者との関係で、要綱を見直す必要がある。

説明：本件補助金は、交付要件を満たす事業を行う団体を広く対象とする形となっているところ（要綱第2条、第3条）、補助金開始当初とは状況が変化し、現在では2団体のみを対象とし、他の事業者に交付する趣旨ではないとのことである。それ故に、本件補助金について広く周知を行うといった活動は行っていない。

しかし、要綱上は2団体に限定するものではなく、広く一般的に要件を充足する事業を対象としている以上は、補助金交付の公平性、平等性の観点から広く周知活動を行う必要がある。そうではなく、今後2団体に限定し、他の事業者の応募があっても交付対象としないことが明確なのであれば、要綱を見直す必要がある。そうでなければ、上記公平性、平等性の観点から疑義が生じ、また補助金の交付を期待した団体が現れる可能性もある。

したがって、今後も2団体に限定するのであれば、要綱を改正して2団体のみを名宛人とするか、本件補助金を廃止して別途新たに補助金を創設すること

が望ましいと考えられる。群馬交響楽団に対する補助金についても当初は本件補助金で対応していたところ、独立した補助金とした経緯があり、要綱を状況の変化に対応させて見直す必要があると考える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、群馬県文化基本条例及び文化振興指針に基づき、県民による主体的かつ多様な文化活動を尊重し、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を推進するため、芸術文化団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。補助対象事業は、①全県又は広域にわたる活動・参加が見込まれ、かつ、②県民への芸術文化普及振興が期待できる事業であって、③知事が適当と認める事業、である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県芸術文化団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助対象経費につき、事業の実施に要する経費で、知事が必要と認める経費とする旨規定する。ただし、④事業実施者以外の者が支出した経費、⑤事務機器（備品）等の購入費、⑥飲食に係る経費、は補助対象外とされている。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先はみやま文庫であり、県有施設が貸与されている。要綱の規定上、交付対象となりうる団体は、みやま文庫及び関信越音楽協会以外にも存在しうると考えられるが、周知等を行っていない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

事業費を補助対象とし、要綱に従い算出される。財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,900	1,900
平成24年度	1,900	1,900
平成25年度	1,900	1,900
平成26年度	1,900	1,900
平成27年度	2,178	2,178

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後10日以内、又は、翌年度の4月10日までに実績報告書を提出するものとされている（要綱第8条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。

本件補助金により期待される効果は、群馬の郷土に関する書籍の発刊事業を補助することにより、郷土文化を形あるものとして残していくという点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(4) 芸術文化団体等補助（関信越音楽協会）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項18）

第4の第2項参照。

(イ) 要綱見直しの必要性があること（意見26）

結論：補助金交付対象事業者との関係で、要綱を見直す必要がある。

説明：本件補助金は、要綱上交付要件を満たす事業を行う団体を広く対象とする形となっているところ（要綱第2条、第3条）、補助金開始当初とは状況が変化し、現在では2団体のみを対象とし、他の事業者に交付する趣旨ではないとのことである。それ故に、本件補助金について広く周知を行うといった活動は行っていない。

しかし、要綱上は2団体に限定するものではなく、広く一般的に要件を充足する事業を対象としている以上は、補助金交付の公平性、平等性の観点から広く周知活動を行う必要がある。そうではなく、今後2団体に限定し、他の事業者の応募があっても交付対象としないことが明確なのであれば、要綱を見直す必要がある。そうでなければ、上記公平性、平等性の観点から疑義が生じ、また補助金の交付を期待した団体が現れる可能性もある。

したがって、今後も2団体に限定するのであれば、要綱を改正して2団体のみを名宛人とするか、本件補助金を廃止して別途新たに補助金を創設することが望ましいと考えられる。群馬交響楽団に対する補助金についても当初は本件補助金で対応していたところ、独立した補助金とした経緯があり、要綱を状況の変化に対応させて見直す必要があると考える。

(ウ) 資金計画に問題があること（意見 27）

結論：概算払いの際に提出された資金計画表が、資金繰りが立ち行かないものとなっている。

説明：本件補助金では、2280万円全額について、8月段階で概算払いがなされている。その際、協会から資金計画表が提出されているところ、同計画表によると年度末段階における収支合計が210万円の赤字で計上されており、このままでは資金繰りが破綻する恐れがあることを示している。支出を減らすことで対応する予定であったとのことであるが、どのように支出を減らすのかも不明確なまま、資金繰りが破綻する虞を示す計画をもとに概算払いを実行することには問題がある。

資金計画について問題がある場合には、改善の方策を問うとともに、改善策が反映された計画を再提出させるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、群馬県文化基本条例及び文化振興指針に基づき、県民による主体的かつ多様な文化活動を尊重し、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を推進するため、芸術文化団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。補助対象事業は、①全県又は広域にわたる活動・参加が見込まれ、かつ、②県民への芸術文化普及振興が期待できる事業であって、③知事が適当と認める事業、である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県芸術文化団体等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助対象経費につき、事業の実施に要する経費で、知事が必要と認める経費とする旨規定する。ただし、④事業実施者以外の者が支出した経費、⑤事務機器（備品）等の購入費、⑥飲食に係る経費、は補助対象外とされている。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

（公財）関信越音楽協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。要綱の規定上、交付対象となりうる団体は、同協会及びみやま文庫以外にも存在しうると考えられるが、周知等を行っていない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

事業費を補助対象とし、要綱に従い算出される。財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和55年度に開始され、37年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	24,000	24,000
平成24年度	24,000	24,000
平成25年度	22,800	22,800
平成26年度	22,800	22,800
平成27年度	22,800	22,800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、同趣旨の補助金として国及び市町村から交付されているものがある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後10日以内、又は、翌年度の4月10日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第8条)。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、本県の芸術文化の振興と国際交流に大きく寄与している点にある。また、直接的効果として、アカデミーの生徒が講師に声を掛けられてヨーロッパ留学に至った例もある。補助金支出に関して特段の評価は実施されていない。

(5) 「群馬の文化」支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項19)

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県文化振興指針に規定する基本的な文化振興施策である、文化力の向上、次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実、地域の文化資産を活かした観光・地域振興を、長期的な展望をもって総合的かつ効果的に推進するため、「群馬の文化」の形成につながる、地域での多様で創造性豊かな文化活動や事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている(要綱第

1 条)。

補助対象事業は、文化振興指針の基本理念である、心豊かな文化にあふれた活力ある「文化県群馬」の実現と、先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」の躍進に資する、地域の特色ある文化や資源等を活用し、文化の継承・発展を推進する事業で、知事が適当と認めた事業とされている（要綱第2条第1項）。同事業の具体的内容、対象団体等については、以下のように明記されている（要綱第2条第2項）。

文化力向上事業	内容	群馬の文化を元気にする新たな取り組みや、これまでの取り組みを拡大発展させる事業
	対象団体	市町村及び市町村が構成員となっている団体（以下「市町村等」という。）、特定非営利活動法人、民間団体
	補助対象期間	単年度
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限額	500千円
次世代育成事業	内容	次世代を担う子供たちが歴史文化遺産や伝統芸能、芸術に触れる機会を提供する事業
	対象団体	市町村等、特定非営利活動法人、民間団体
	補助対象期間	単年度
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限額	200千円
文化資産発掘・活用事業	内容	地域の文化資産（伝統文化、歴史文化遺産、食文化、景観等）を活かした観光や地域振興につながる事業
	対象団体	市町村等
	補助対象期間	単年度
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限額	2500千円

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、「群馬の文化」支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

①文化力向上事業は500千円、②次世代育成事業は200千円、③文化資産発掘・活用事業は2500千円を上限とする（要綱第2条）。補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費である（要綱第3条）。但し、④施設設備費及び備品購入費（備品購入費の内、案内板、看板等の事業実施に直接関係する経費を除く）、⑤人件費その他団体等の恒常的な運

営費は補助対象外とされている（要綱第3条）。

対象経費に対する補助割合については、一律補助対象経費の2分の1以内とされている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

民間文化団体、NPO法人、市町村であり、支出先への県有施設の貸与はない。申請のある者につき、評価委員会で事前評価を行い、審査の上、交付している。本件補助金については、ホームページに掲載しているほか、公民館や各文化団体に案内を配布するなど周知している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は特定財源（文化振興基金）である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成25年度に開始され、3年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	10,000	7,488
平成26年度	10,000	6,539
平成27年度	10,000	8,952

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、2分の1以内の定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7号の実績報告書を提出するものとされている（要綱第9条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めているほか、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。実績報告や現地調査のほか、評価委員会による事後評価が行われ、事業の結果について評価

検討している。評価委員会は7名で構成され、文化審議会から3名、その他文化人から4名で構成される。

(6) 「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、地域の伝統・文化・風習を復活させ、人と人との絆を深め、安心な地域社会を再生するため、県内各地域で伝統文化を守り、伝え、育てていこうとする継承活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、地域の伝統文化を継承するために必要な事業で、知事が適当と認めた事業とされている(要綱第4条)。具体的な事業内容等は以下のとおりである。

伝統文化映像記録事業	内容	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	30万円
伝承者養成事業	内容	伝統文化の伝承者(後継者)を要請する事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円
伝統文化継承活動事業	内容	地域の伝統文化の継承に資する事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円
こども伝統文化継承事業	内容	こどもたちに伝統文化を体験・習得させる事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円
地域伝統文化サポーター事業	内容	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円

また、補助事業につき、各補助事業者は、地域伝統文化サポーター事業を除き、事業（各団体が実施する個々の補助事業をいう。以下この項において同じ。）を実施する年度にかかわらず、各補助メニューにつき、1事業まで補助を受けることができる、とされている（要綱第4条第2項）。各補助メニューのうち、割合としては伝統文化継承活動事業が半分以上を占めている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

①伝統文化映像・記録事業は30万円、②伝承者養成事業は20万円、③伝統文化継承活動費用は20万円、④こども伝統文化継承事業は20万円、⑤地域伝統文化サポーター事業は20万円を上限とする（要綱第4条）。

補助対象経費については、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費とされ、人件費その他団体等の恒常的な運営費は補助対象外経費とされている（要綱第5条）。

対象経費に対する補助割合については、一律補助対象経費の3分の2以内とされている（要綱第4条）。

(エ) 本件補助金の支出先

民間文化団体、NPO法人であり、支出先への県有施設の貸与はない。申請のある者に対しては審査の上交付している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

補助金交付要綱に定める各メニューの算定方法に基づき算出される。財源は特定財源（文化振興基金）である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成21年度に開始され、7年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	8,000	3,769
平成24年度	8,000	7,386
平成25年度	8,000	7,525
平成26年度	8,000	7,675
平成27年度	8,000	7,830

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、様式第7号の実績報告書を提出するものとされている(要綱第11条)。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。効果測定について、伝統文化継承活動事業における文化財修繕では、修繕前後の写真、修繕や修繕後の祭りに関する新聞切り抜きなどのチェックはされているが、特段の評価は実施されていない。

4. 生活文化スポーツ部スポーツ振興課の補助金

- (1) 群馬県スポーツ振興費補助金(①群馬県スポーツ協会運営費補助金、②競技力向上に関する事業補助金、スポーツ大会開催・派遣に関する事業：③国民体育大会派遣費補助金と④体育大会等開催費補助金)

ア. 指摘事項ないし意見

- (ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項20)

①につき、第4の第2項参照。②、③につき、前者の指摘のみ第4の第2項参照。

- (イ) 要綱の文言の不備(意見28)

結論：要綱の文言が不正確であるため、改正すべきである。

説明：本件補助金の要綱第5条では、「知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を補助事業対象者に通知するものとする。」と規定しているところ、「通知書を…通知する」との点について、「通知書を…交付する」か「決定を…通知する」と改めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

- (ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、スポーツ基本法に基づき、スポーツの振興等を図るための事業に対して、補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。本件補助金の補助対象事業は、(1)スポーツの振興に関する事業、(2)競技力向上に関する事業、(3)スポーツ団体運営費助成に関する事業、(4)スポーツ大会開催・派遣に関する事業、(5)その他、知事が特に必要と認める事業(要綱第2条)である。

群馬県スポーツ協会運営費補助金、競技力向上に関する事業補助金は、この

うち、(3)の一環として群馬県スポーツ協会の運営事業を補助対象とするものである。

競技力向上に関する事業補助金は、このうち、(2)の一環として、群馬県スポーツ協会が行う競技力向上対策事業を補助対象とするものである。

国民体育大会派遣費補助金は、このうち、(1)の一環として、㉔国民体育大会関東ブロック大会開催事業、㉕国民体育大会輸送事業、㉖国民体育大会入場行進飾花作成事業、(4)の一環として、㉗国民体育大会派遣事業、㉘国民体育大会関東ブロック派遣事業を補助対象とするものである。

体育大会等開催費補助金は、このうち、(4)の一環として、㉙体育大会開催事業、㉚全国大会派遣事業を補助対象とするものである。㉙体育大会は、要領上、関東大会以上の規模のものに限定され、㉚派遣事業は要綱上、海外派遣に限定されている。

※㉚全国大会派遣事業は平成19年度から廃止

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法・上限額は定められておらず、補助金の額については別に定めるものとし、予算の範囲内とする旨規定されている（要綱第3条）。補助金の額の確定については、知事が、実績報告書の審査及び補助事業の実施結果が補助金の交付目的と適合すると認めた場合に、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている（要綱第9条）。

補助対象経費につき、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スポーツの振興等に関する経費とし、別表1に定める旨規定されている（要綱第3条）。

運営に係る経費の定め、以下の表のとおりである。

①群馬県スポーツ協会運営費補助金

区分	事業	補助対象経費
(3)スポーツ団体運営費助成に関する事業	群馬県スポーツ協会運営費補助	人件費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金・その他の経費については、別途協議する

②競技力向上に関する事業補助金

区分	事業	補助対象経費
(2)競技力向上に関する事業	競技力向上対策費補助	報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、保険

		料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金、その他の経費については、別途協議する
--	--	--

③国民体育大会派遣費補助金

区分	事業	補助対象経費
(1) スポーツの振興に関する事業	㉑国民体育大会関東ブロック大会開催負担事業	国民体育大会関東ブロック大会実施要項で定められた負担金
	㉒国民体育大会輸送事業	国民体育大会における馬術・セーリング・ボート競技の物品等の輸送にかかる輸送費
	㉓国民体育大会入場行進飾花作成事業	国民体育大会開会式入場行進における飾花作成に係る消耗品費
(4) スポーツ大会開催・派遣に関する事業	㉔国民体育大会派遣事業	旅費、衣服代
	㉕国民体育大会関東ブロック大会派遣事業	旅費

④体育大会等開催費補助金

区分	事業	補助対象経費
(4) スポーツ大会開催・派遣に関する事業	㉖体育大会開催事業	諸謝金及び賃金、旅費、褒賞費、食糧費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金 その他の経費については、別途協議
	㉗全国大会派遣事業 ※平成19年度から廃止	旅費、衣服代 その他の経費については、別途協議

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県スポーツ協会運営費補助金・競技力向上に関する事業補助金・国民体育大会派遣費補助金の支出先は、公益財団法人群馬県スポーツ協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により公益財団法人群馬県スポーツ協会に限定されている。

体育大会等開催費補助金の支出先は、公益財団法人群馬県スポーツ協会加盟競技団体であり、同団体から大会を主催する競技団体、海外国際大会に出場する選手に交付される。支出先への県有施設の貸与はない。大会開催補助、派遣補助については、毎年4月に行われる県内スポーツ団体の協議会において、各団体に通知、説明している。

各交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

群馬県スポーツ協会運営費補助金では、要綱で明記される補助対象経費の内、人件費及び運営費に対象を絞っている。人件費に関しては、プロパー職員、嘱託職員に関するもののみを補助対象としており、その他職員は指定管理者における管理料で賄われている。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

競技力向上に関する事業補助金については、要綱・要領上、上限額等は明記されていない。長年にわたり2億円の補助が続いている。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

国民体育大会派遣費補助金については、要領に従い算出されている。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

体育大会等開催費補助金については、要綱・要領の定めに従い画一的に算定される。大会開催については、申請段階で事業計画書、収支予算書のほか大会開催要項の提出も求めており、また派遣についても、派遣報告書、中央競技団体からの派遣通知書、開催要項等の提出を求めており、遂行能力判断に問題はない。

いずれの補助金も、財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

群馬県スポーツ協会運営費補助金は平成24年度に開始され、4年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	109,063	108,195
平成25年度	106,252	105,281
平成26年度	110,576	110,166
平成27年度	112,816	112,548

競技力向上に関する事業補助金は昭和53年度に開始され、37年継続して

いる。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	200,000	198,721
平成24年度	200,000	200,000
平成25年度	200,000	200,000
平成26年度	200,000	198,742
平成27年度	200,000	199,476

国民体育大会派遣費補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	65,652	52,755
平成24年度	59,217	53,222
平成25年度	52,320	46,211
平成26年度	67,161	60,434
平成27年度	74,644	53,213

体育大会等開催費補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	1,750	1,260
平成24年度	2,044	1,915
平成25年度	1,264	970
平成26年度	2,160	2,000
平成27年度	1,610	720

(キ) 本件補助金の区分・態様

群馬県スポーツ協会運営費補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

競技力向上に関する事業補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

国民体育大会派遣費補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

体育大会等開催費補助金は運営費補助であり、定額補助である。関東大会開催が3～5万円、全国大会開催が5～10万円。派遣についてはオリンピックが5万円、世界選手権大会・アジア大会が2万円、その他国際大会が1万円である。

※その他国際大会への派遣補助は平成28年度から廃止

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、群馬県スポーツ協会運営費補助

金延べ0.1人程度、競技力向上に関する事業補助金延べ0.7人程度、国民体育大会派遣費補助金延べ0.3人程度、体育大会等開催費補助金延べ0.3人程度であり、いずれも交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後1か月以内の実績報告書を提出するものとされている(要綱第8条)。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

いずれの補助金についても、実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。特に、体育大会等開催費補助金の大会開催費については、補助金額を超える支出があったことの証明として領収証を、派遣についても出場したことの証明として大会結果書を、それぞれ提出させている。

群馬県スポーツ協会運営費補助金により期待される効果は、協会の良好な運営を確保し、各種スポーツ団体への支援が十分に行える環境を整え、選手の結果に繋げる点にある。

競技力向上に関する事業補助金により期待される効果は、競技力が向上することによる県内のスポーツ振興活性化という点にある。

国民体育大会派遣費補助金により期待される効果は、大会が支障なく開催され、大会に参加する選手が結果を残すことである。

体育大会等開催費補助金により期待される効果として、県内での大規模大会や海外大会の出場等は県内外においても取り上げられ、県内のスポーツ振興に寄与している。海外派遣では入賞者も多く、今後の活躍により群馬県に与えるプラスの影響は大きい。海外派遣の際には、知事への表敬訪問も行われ、新聞で取り上げられることによりスポーツへの関心も高まる。

特段の評価は実施されていない。

体育大会等開催費補助金の予算の算定に当たっては、前年度の段階で来年度の大会への派遣に備えて一定程度の予算を確保している。

(2) 全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載が欠けていること(指摘事項21) 第4の第2項参照。

(イ) 領収証が混在していること(意見29)

結論: 領収証の名宛人が統一されていない

説明: 実績報告書と共に提出された本事業に関する領収証につき、日本実業団陸上競技連合を名宛人とするものと、群馬陸上競技協会を名宛人とするものが混在していた。後者は前者を構成する組織であるが、本件補助金が後者を事業主体とするものである以上、領収証の名宛人についても統一されなければならない。

(ウ) 補助金の効果測定を充実させるべきこと（意見 30）

結論：補助金の効果測定を充実させるべきである。

説明：本件補助金は、ニューイヤー駅伝の開催に伴い補助事業者に対しその費用の一部を補助するものであるところ、過去5年間にわたり550万円の定額補助が続いており、具体的に当該額の補助金がどの程度実を挙げ、どのような効果をもたらしているのかについて、必ずしも把握できていない状況といえる。

一定の成果指標を設けて効果測定を行うなど、多岐に及ぶ本件補助金をもたらす効果を整理して提示できるようにしておくべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、全日本実業団対抗駅伝競走大会（以下「ニューイヤー駅伝」という。）の競技実施に係る経費に対して、補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。本件補助金の補助対象事業は、①ニューイヤー駅伝の競技実施に係る事業、②その他知事が特に必要と認める事業である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額につき、要綱第4条は、「予算の範囲内において補助するものとする」旨規定しており、具体的算定方法・上限額に関する規定はない。

補助対象経費につき、要綱第3条は、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ニューイヤー駅伝の競技運営に関する経費（補助対象事業遂行上必要な経費）とすると規定する。

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

（一財）群馬陸上競技協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により（一財）群馬陸上競技協会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱・要領上は明記されていない。長年にわたり事業費全額の補助として550万円の予算が続いている。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成14年度に開始され、13年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	5,500	5,500
平成24年度	5,500	5,500

平成 2 5 年度	5,500	5,500
平成 2 6 年度	5,500	5,500
平成 2 7 年度	5,500	5,500

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.1 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度末までに実績報告書が提出される（要綱第 9 条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。

本件補助金により期待される効果は、全国的駅伝大会の開催に伴う群馬のスポーツ振興、活性化、イメージアップであり、視聴率のほか、観客動員数も測定されているが、特段の評価は実施されていない。